

大蔵委員会議録 第六号

昭和三十年五月十二日(木曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君

理事遠藤 三郎君 理事加藤 高藏君

理事内藤 友明君 理事大平 正芳君

理事奥村又十郎君 理事橋路 節雄君

理事春日 一幸君

有馬 英治君

中山 榮一君

前田房之助君

山本 勝市君

淺香 忠雄君

黒金 泰美君

福井 順一君

石村 英雄君

横山 利秋君

町村 金五君

出席政府委員

大蔵政務次官 藤枝 泉介君

大蔵事務官 渡辺喜久造君

(主税局長)

国税庁長官 平田敬一郎君

通商産業事務官 板垣 修君

(官通商局長)

委員外の出席者

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

五月十日

税理士法の一部改正に関する請願

(山村新治郎君紹介)(第四六九号)

揮発油税の置きに関する請願(平

野三郎君紹介)(第四九〇号)

同(愛知撰一君紹介)(第四九一号)

同(村上重君紹介)(第四九二号)

第一類第五号 大蔵委員会議録第六号

昭和三十年五月十二日

同(八田貞義君紹介)(第五二七号)
同(田万廣文君紹介)(第五二八号)
同(小笠公留君紹介)(第五四九号)
ビール税率引下げに関する請願(横
山利秋君紹介)(第五五〇号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

農業共済再保険特別会計の歳入不足
をうめるための一般会計からの繰入
金に関する法律案(内閣提出第七号)
昭和二十九年の台風及び冷害による
被害農家に対して米麦を特別価格で
売り渡したことに伴い食糧管理特別
会計に生ずる損失をうめるための一
般会計からの繰入金に関する法律案
(内閣提出第八号)
漁船再保険特別会計における給与保
険の再保険事業について生じた損失
をうめるための一般会計からの繰入
金に関する法律案(内閣提出第九号)
臨時通貨法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一〇号)
あへん特別会計法案(内閣提出第一
一号)

所得税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一五号)
法人税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一六号)
国民金融公庫法の一部を改正する法
律案(内閣提出第二二号)
日本輸出入銀行法の一部を改正する
法律案(内閣提出第二八号)

○松原委員長 これより会議を開きま
す。

まず、去る九日当委員会に審査を付
託されました日本輸出入銀行法の一部
を改正する法律案を議題として審査に
入ります。政府側より提案理由の説明
を聴取いたします。藤枝政務次官。

日本輸出入銀行法の一部を改正す
る法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正す
る法律案

日本輸出入銀行法(昭和二十五年
法律第三六八号)の一部を次の
ように改正する。

第四条中「二百十億円」を「三百五
十億円」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

○藤枝政務次官 ただいま議題となり
ました日本輸出入銀行法の一部を改正
する法律案の提案の理由を御説明いた
します。

日本輸出入銀行は、昭和二十五年十
二月二十八日に設立されて以来、プラ
ント輸出を中心とする輸出入金融を適
切に行い、わが国貿易の振興に格段の
寄与をいたして参っており、まことに
は、御承知の通りであります。

本年三月末における日本輸出入銀行
の融資残高は、二百四十七億圓に達し
ておるのでありますが、なお、東南ア
ジヤを初めとして、海外からのプラン
ト輸出等の引き合は、現在すでに相
当の額に上っているほか、最近のプラ
ント輸出契約の事例を見ますと、その

契約条件は、依然として長期化の傾向
にあり、従いまして、日本輸出入銀行
の融資を必要とする事業は、累増する
見通しであります。

昭和三十年年度における日本輸出入銀
行の融資見込み額をいたしましては、
年度内融資四百八億圓、年度末融資残
高見込み五百五億圓と推算いたしてお
りますが、現在の資金量は資本金二百
十億圓、借入金八十億圓、合計二百九
十億圓でありまして、この資金量を
もってでは、当然不足を来いたしますの
で、本年度中に新たに産業投資特別会
計から百四十億圓、資金運用部から八
十億圓、合計二百二十億圓の資金を供
給することといたしたのであります。

この産業投資特別会計からの百四十
億圓は、同特別会計からの出資金とす
ることになっておりますので、日本輸
出入銀行の資本金、百四十億圓増加
して三百五十億圓といたしたのであ
ります。これがこの法律案を提出する
理由であります。

何とぞ御審議の上すみやかに御賛成
あらんことをお願いいたします。

○松原委員長 これにて提案理由の説
明は終了しました。

引き続き本法律案及び農業共済再保
険特別会計の歳入不足をうめるための
一般会計からの繰入金に関する法律
案、昭和二十九年の台風及び冷害による
被害農家に対して米麦を特別価格で売
り渡したことに伴い食糧管理特別会計
に生ずる損失をうめるための一般会計
からの繰入金に関する法律案、漁船再保

険特別会計における給与保険の再保険
事業について生じた損失をうめるため
の一般会計からの繰入金に関する法律
案、臨時通貨法の一部を改正する法律
案、あへん特別会計法案、所得税法の
一部を改正する法律案、法人税法の一
部を改正する法律案、国民金融公庫法
の一部を改正する法律案の九法律案を一
括議題として質疑を続行いたします。

○井上委員 大蔵大臣は出席はできな
いのですか。

○松原委員長 ただいま予算委員会に
出席中で出られないのであります。

○井上委員 大蔵大臣に対しまして総括
的な税制の改正並びに各金融機関の関
係法規の一部改正、その他総合的な質
問がありますけれども、これはいずれ
大蔵大臣が来たときに質問いたすこと
にいたします。大臣への質問は一応
留保をいたしておきますが、この際部
分的な問題として、政府は本年の税制
改正に対する穴埋めといたしまして、
非常に大きな財源としておりますのは
酒税の増徴であります。この酒税の
増徴の裏づけといたしまして、

「委員長退席、橋路委員長代理着
席」

二十八年度の酒造米を八十二万石であ
りましたものを、本年は百万石にふや
すということにいたしました。酒税の
増徴をはからんといたしておるので
ありますが、この措置の可否について
はいくつかの問題があります。一方所得
税関係において、低所得者を中心に
した減税をやることが、これら勤労国

民の生活を安定、向上さす上に絶対に必要であるという国民的な世論の背景に基いて提案されたのでございますが、この減税が生活の上にそれだけの潤いをもたらされるということになる場合は非常にけっこうでございますけれども、直接税において減税をして、片一方間接税の方で増徴をする、このことは、結局差引何ら勤労国民の生活の予算上にゆとりを残すことができないということになっておるのであります。この政治的な解釈につきましては、大蔵大臣から何うつもりでありませうけれども、事務当局としては、かようなことを政府から命令された、だからそういう措置をとった、こういうことで済むかもわかりませんが、現実には事務を担当して責任ある処置をしようといひます場合お考えを願わなければなりませんのは、多分この二十万石は、主として二級酒を作ることに成りはせぬかと思うのでありますが、それで大体どのくらいの酒が製造され、その反面に二級酒がそれほど国民から要求されておるかどうかということでありませう。私どもの方に参加しております陳情からいいますと、最近政府のデフレの影響が次第に徹底して参りまして、高級酒はもちろんのこと、二級酒、合成酒、しょうちゅう、ビール等に至るまで非常に売れ行きが悪くなつて来ておるといふことであります。だから、これら大衆酒に対しては税金を下けてもらいたい、こういう陳情が来ておるのであります。政府としてしましては、この二十万石に近い増石をいたしまして、二級酒を中心にして新しく酒を作りまして、それだけ十分需要に応じられるし、またこれだけは完全に消

化され得るという根拠を一体どこに置いておられますか、これをまず最初に伺いたいと思ひます。

○渡辺政府委員 昨年度の状況と本年十年度の状況、これを一応対比しながら御説明申し上げまして御了解を得たいと思ひます。

二十九年に供給された酒は、大部分が二十八酒造年度といひますか、一昨年の暮れに米の割当を受けた分でありませうが、この分による酒の消費量は二百四十三万石程度と思ひます。これは割り水などをいたしましてあとの庫出しできる石数といふふうになつておりますが、このうち約十六万石は、政府の会計年度でいひますと、二十八年度中にすでに出荷されております。これをわれわれ早出しと言つております。従ひまして、この二百四十三万石の中で二十九年に出荷できるものは、これから六万石引いた数字であります。こうした状況から、非常に二級酒の供給不足が生じまして、市場におきまして二級酒がないといふことで、かなり各方面からいろいろな批判を受けたわけでございます。従ひまして、昨年割当を受けた米のうち約三十一万石をこの方に向けまして、二十九年に庫出しされました数字は二百五十八万石でございます。予算におきましては二百二十二万石見込んでおりました、現実に二級酒で出荷されましたのは二百五十八万石、今度米の割当で百万石受けまして、これによりまして供給可能の石数は二百九十六万石、このうち三十一万石は、先ほど申しましたように二十九年度中にすでに早出しされておりますので、これは差し引かなければなりません。同

時に、われわれの方で予算で二百八十三万石と積算しておりますのは、毎年こゝろに一月、二月ごろになりましてある程度早出しが行われまして、この早出し分を約十八万石、本年の三十一万石よりずつと減らしまして十八万石程度見込みまして、二百八十三万石、市場の消化能力でございますが、いろいろな声がございます。三百万石くらいは十分消化できるではないかといふような声がございますが、われわれの方としましては大体二百八十三万石見込んでございまして、これは供給可能であり、同時に、この程度はそれ無理をしないでも消化できる数量ではないか、こゝろに見込みでもつて予算の積算をしております。

○井上委員 主税局としては、低額所得者の減税をするといふことは、低額所得者が生活が困難であり、生活不安の現状に置かれておるから、できるだけ重税は軽減し免減をしていく、こゝろに考へ方でございますし、それから、間に違いありませんか。

○渡辺政府委員 現在税負担が非常に重いことは御承知の通りでございます。従ひまして、あらゆる方途を講じて、できるものなら軽減していくべきではないか、かように考へております。従ひまして、今回の改正におきましては、低額所得者を中心とした減税を考へまして御提案申し上げた次第でございます。

○井上委員 低額所得者の一番重要な生活必需品は何とお考えになつておりますか。

○渡辺政府委員 まあ何と申しますか、やはりわれわれは、生活の中心は衣食住といひますか、食の問題、衣の

問題、住の問題、いろいろな点におきましてそれが充実されて行き、同時にそれが所得の上におきましてできるだけ堅実に確保されていくといふことを国として考へていくべきものではないか、かように考へております。

○井上委員 非常に常識的な質問になりますけれども、低額所得者の減税をする一番重要な目的は、低額所得者の生活ができるだけ楽にさせてやろう、こゝろでございます。低額所得者の生活費の中で一番多く支出されますものは主食費であります。主食費が一番大きな部分を占めておることは御存じの通りでございます。ところがこの主食を、政府が一月のうちに何日一休責任を持っていられますか。現在政府で責任を持っております主食の配給は、一月十五日が米であります。あとは責任を持っておりません。その十五日の米の配給のうちで、大都市におります勤労所得者の大部分が、内地米を七日ないし八日分しか配給を受けておりません。七日ないし八日分の内地米しか配給されない現状において生活をいたしておる事実から考へて、これらの人々の生活ができるだけゆとりを持つように、何とか税の方面でも考へようという親心で減税をされる政府が、この主食の増配に必要な米の確保に全力を注がずに、これを酒米の方に持つていくといふ考へ方はどういふ考へ方ですか。それをひとつ政務次官から御答弁を願ひたい。

○藤枝政府委員 主食を確保しなければならぬときに、酒米の方にある程度ものを増加するのは筋が違ふじやないかといふことでございませう。一体酒米にどのくらいの米を回すかといふこ

とが常に問題になりますことは、御指摘の通りであります。ただ従来考へますと、なるほど二十九年に出ました酒のための酒米、すなわち二十八産米を主としておりますが、これは申し上げるまでもなく二十八が非常な凶作でありましたために、酒米もそれにならなしまして八十万石程度に落ちたわけでありませうが、その前年の二十七年産米の場合には九十四万石ぐらいついていたと思ひます。昨年御承知のように、なるほど一部凶作の地帯もありましたが、全国的に見れば二十七年の産米と大体同じようなことでありましたので、かたがた百万石の酒米を使つたといふことになつておる次第でありまして、従来の例から考へまして、その年の産米とそれから酒米に回す割合といふものは、あまりふやしたといふことにはならないんじゃないかと考へておる次第でございます。

○井上委員 これがかかりに五万石であらうと十萬石であらうと二十萬石であらうととも、政府は飯を食ふぬでも酒飲んどつたらええ、こゝろに考へ方ですか、それなら話がはつきりします。そこをはつきりしてもらいたいと思ひます。

○藤枝政府委員 配給に回す米をなるべくたくさんにするといふことは理想でございます。しかしこれは井上さん十分御承知のように、お酒に対する大衆の要求といふものも、全然これは無視するわけにいかない。その辺の兼ね合いをどの程度で押さえるのがよいのかといふことが問題であらうと思ひます。政府は単に酒米をふやして税金をたくさんとれば、米の配給はどうでもいいのだといふ、そうした大それた考へ

方は全然持っていないのでありまして、むしろ今回ふえましたのも、実は酒造米に米をつぶしておる数量も相当莫大になることは、すでに当委員会でも御指摘になっておる点でありまして、そうした面も酒造米の取締りを強化いたしまして、密造でつぶされる米をできるだけ少くいたしまして、これが配給に回る政府の買入れに回るような処置をとりたいというような点も考えまして、ただいま申し上げましたような数量を酒米に回したような次第でございます。

○井上委員 酒の需要が大きい。酒を作ることも、やはり多少でも国民生活に潤いをもたらすという純粋なる考え方で増石をされておるなら、文句を言いません。ところがそうではないのです。片一方直接税において減税をした。その減税の穴埋めに酒の増徴をいたすというところは、大蔵大臣の財政演説ではつきり説明がされておるじゃありませんか。これは完全に所得税その他における直接税の減税を、酒税や砂糖消費税の増徴に振り向けておることは明確であります。そうしますと、片一方所得税を安らしてやらなきゃならぬと云うておりながら、片一方の方には減税をするぞというところで軽うしておいて、片一方間接税で増徴していくならば、片一方の方は重くなるから、結局これは差引何にもならぬというところに事実上なるじゃありませんか。所得税で、かりに御説明のように一千万以下の者がこれこれ減税になった、あるいは二千万以下の者はこれこれ減税になったといつてえらい喜ばして置いて、その減税になった分を米を買いに行ったときには、米のやみ相場

は非常に上って高くなつておる、それで買われぬということになつちゃう。一体あなた方は何をしておるんですか。一体こんなべらぼうな話がありましか。そういう国民をばかにした税制の改正なんてありませんよ。日本は米が不足をして、外国から貴重な外貨をかけて輸入しておる現状じゃありませんか。そうするならば、酒米は普通配給しておる米よりも一番いい米じゃありませんか。内地米では最高の米を酒米に使う。最高の米を酒米に使って酒を作つて、酒に酔わして、そして片一方じゃ腹の減る国民を作つておる。そういうべらぼうな話がありますか。そこでもしこれが十萬石であろうが、十五萬石でありましようとも、それは、数量としては全体の配給量をそんなに大きく引き上げる石数じゃございせんが、しかしこれは重要な産業に従つておる労働者のあるいは加配米に使うなり、あるいは病院に入院しておる人々に対する食糧としてこれが追加されるなりいたしますならば、どれだけ大きな潤いを与えらるかわからぬ。また生産力増強の上にも、社会不安を除く上にも非常に役立つ政策であります。そういう方面に対する処置を考へずに、ただ二級酒が足らぬ、二級酒の需要が多いから、そこで二級酒をうんと作ればいい、そういう甘い考え方で食糧政策を扱われたらたまたまの現実にそつちうやうなことを多少やりましたところで、そんなに大きな酒造米が減るとは考えませんし、またそれほどの方面が必要が高まりますならば、合成酒をどんどん作ればいい。そういう大衆酒に対してもっと政

府が熱意を入れますならば、十分それに肩がわりはできるのです。そういうやうな面に対する処置をちつとも考へずに、ただ貴重な米を酒米に二十萬石も持つていかれて、それで片一方の減税の穴埋めをする、そういうことでは国民は納得しません。あなた方は現実には勤労者の生活の現状を考へてなつたことがありませんか。主人が会社や工場に出るのに、その持つていく弁当を詰めるのに、家庭の婦人が一体どれだけ難儀しておるか。その事実を考へずに、ただ簡単にこんな措置をとられてはたまつたものではない。そういうことに対する政治的責任をお感じになりませんか。単なる減税の割り振りのや何やらの関係ではありません。国民の食生活に関する重大な基本問題がここに横たわつておることを考へてになりませんか。そんなことはお気づきになりませんか。その点に対する責任ある御答弁を願ひます。

○藤枝政府委員 酒米にどの程度回してよろしいかという点につきましても、先ほどお答え申し上げたやうな観点からいたしたのであります。それから井上さんの御質問の前提として、所得税を減免するために、酒米を無理やりふやして酒の税金をたたくさんとするといふやうな観点からの御立論のようでございますが、実は私どもは、先ほど申しましたやうに、少くとも今までの一般的な消費者に対する配給量を減らさない、配給量を維持しつつ、しかも酒米にこの程度は回せるといふことで百万石を決定いたしました。そしてその結果、相当の増収分が見られて参りましたので、これをむしろ所得税の、減税に振り向けるのが妥

当でないかというふうに考へて実はこの減税案を作りましたので、減税をするために酒米をふやし、酒の税金を増徴するといふことは反対な立場にありません。その御了承いただきたいと存するのであります。

○井上委員 あなたがそういうことを言うなら申し上げますが、それほど現実には酒の配給云々を言われるなら、酒は末端においては一体どういふ配給の仕方をしておるのです、配給じゃありません。現実に自由にとどこでどういふと勝手気ままにほつたらかしておいで、需要があるからとどんどん作つたらいい、それはべらぼうな議論です。片一方では、今まではたつた八日分しかもらつていません。これは配給です。その配給に回す米を酒に回して酒を作つて、末端では勝手にどこでどういふとかまわぬ、飲めるだけ飲んでしまふといふやうに野放しにしておるじゃありませんか。配給を云々するならば、少くとも重要産業に従つておる人なり、特に回さなければならぬ人に酒を回して、なおかつだぶつくものがある場合には、他にも自由に飲ますという規制を行ふべきであつて、酒の末端の状況は勝手気ままにしておいて、それで、酒の需要が多くなつたから米を多く回して、酒を多く作つた、そして酒税金がよく出てきた、そんな理屈がありませんか。片一方はやはり減税をしなれば、酒の増徴を考へなければならぬ。その場合に増税をするわけにはいかぬ。片一方では減税をしてい

ないことは明らかである。これはあくまで減税の穴埋めとは考へられない。○藤枝政府委員 先ほどの御立論が、所得税を減免するために無理やり酒米をふやしたじやないかという御立論のようでございますが、実は酒米の配給をいかにきめるかということ、現在の消費者に対する米の配給を維持しつつ、確保しつつ、しかも酒にどの程度回せるかといふやうな観点から酒米を決定いたしました。こういうふうにして申し上げたのでございまして、従つて、その結果相当の増収もあるといふ点を考慮いたしまして、最も減税の必要である低所得者の減税に充てたい。こういうふうにして申し上げた次第であります。

○井上委員 この問題は、国の食糧政策並びに税制改正の根本問題に関する問題でありますから、政務次官の御答弁では私どもなかなか納得するところまでいきません。いずれ大蔵大臣でも見えましたら、大蔵大臣に所見をただしておきたいと思ひます。この酒造米を増石することに関連をしまして、国税庁長官に伺いたいのですが、御存じのやうに、戦争前の造酒につきましても、戦争に勝つためといふことと食糧不足という現実から、これを統制いたしまして、企業を整備して、少数のものに統合されてきた。ところが戦争が済みました、たしか昭和二十二年か三年ごろから、この企業整備による転産業者が、戦争も済んで平和になつてきたことであるから、また新しい憲法の規定に基づきまして、さういふ強制力を伴う企業統合による独占的な酒造といふものは時代錯誤であるといふ見地から、これら転産業者か

ら、何とか戦前の基本石数を返してもらい、酒造業を許してもらいたい、こういう運動が全国的に起つて参りました、国税庁におきましてもこの運動の正当性を理解されて、各地の国税局及び税務署管内において、適当にこの問題を——酒造協会といいますが、酒造団体との間で円滑な話し合いをさして、問題を解決するようにというあつせん的な通達をされているということも伺っておりますが、その後この問題はどうかとなっておりますか。もしまだ話がついておりませんといいたしますならば、少くとも今回増石をされますこの機会において、従来の既得権を分けるという事は、實際なかなかむずかしい問題がいろいろあるとも考えますし、従来酒米の割当を受けているものを減らせという事は、なかなか困難であろうと思ひますので、幸い今度新しく二十万石近くも増石をされるのですから、その増石される分で旧基本石数を復元してもらいたいという、この転廢業によつて今日までがまんをしてきましたこれらの業者に、新しく業者間で、組織を作らせまして、それに増石分を分けるようにしますならば、非常に円満に話が解決していくのじゃないかと考えます。そういう点に対してどういうお考えをお持ちになつておりますか、この際伺つておきたいと思ひます。

酒類の生産量が全体として少かつたために、地方的にもなかなか円滑にいかぬところもありまして、まあ最終的にはある程度のところでもしんぼうしてらつて、役所で実復活を認めるといふことで参つたのでございます。それでその当時から相当熱心な方々の場合にはある程度解決を見ております。ところが非常に混乱期でありましたために、完全な解決を見ないで最近までできてしまつたのでございますが、昨年は、たゞいま御議論がありましたように酒造米も若干、若干と私どもは思つておりますが、増加いたしましたので、この機会に、やはりそういう気の毒な方々の救済的な措置を私どももいたしまして、もてざるだけ講じたいというので、役所といたしましては、業者の間に立ちまして、なるべく円滑に話し合いをつけていくように、気の毒な人の立場を十分考へて、同情ある態度であつて人の労をとるといふことではないとしたのであります。しかし昨年は少し申し出が少かつたのと、時期の関係もありまして、地方的にうまくいったところもございしますが、なおいかにないところもございします。そこは御承知の通りでございます。そこで本年度といたしましては、私どももさらにもう少し進みまして、業者間におきまして円滑な話し合いができれば一そう適切な指導をして参りたいと思ひます。ただ先ほど酒米の議論がございしましたが、大体戦前は三百万石から四百万石の米を酒に使ひまして、清酒で四百万石から五百万くらいは作つていたものであります。だいたふえたといいたしても百万石程度でございます。アルコールをだいたふ割

りまして、お酒では三百万石近くまで作るようになっておりますが、昔と事情が違つたわけでございますし、ことし米の作柄がどうであるか、どれくらい酒米に割当てていただくか、その辺の問題とも関連いたしますので、私ども慎重に考へまして、なるべく常識的な線での問題を解決いたしたい。お互いあまり理屈で言ひにくいことは避けようじゃないか、企業整備は、すべて私ども合法的に、法律的に異存のない方法で実行に移しているわけでございます。そのこと自体を問題にされるのは困る、ただこゝまでくればお互いに話し合つて、あの当時気の毒な目にあつた人にはお互いにつけ合ひ合ひやないか、こういう精神で円滑に話し合ひまして、それでともどもにうまくやつていくようにいたしたい。これを基本精神といたしまして、できるだけ円滑に話が進むように指導して参りたいと思ひます。次第でございます。

○井上委員 なおこの酒税につきましても、いろいろ質問もございしますけれども、これは後に回しまして、通商局長が見えておりますので、砂糖の問題で質問を、二点しておきたいと思ひます。砂糖も酒の増石と同じように、前年度確かに八十萬トン輸入しておりましたものを、本年十五萬トンさらに追加輸入いたしました。九十五萬トン年間輸入するといふことが大体きまり、これによる新しい増徴分も、確かに六十億ほど見積つておられると考へます。砂糖消費税を引き上げることかとはいろいろな面で問題があるのかしらしまして、政府の方ではこの輸入に

当りまして、キューバ糖または台湾糖との値開きを、業者をして不当の利益を得させぬといふことからして、一手に政府で買付輸入する、つまりそういう処置によつて市価の安定をはかる、こういうことを目的にした法律案が近く政府の方から提出されるということも伺つておりますが、われわれはその措置がどういふ具体案で現われてきますか、まだわかりませんが、想定の上的議論はやめますが、もしさうな中間利益を政府が吸ひ上げて特別会計において処理する、こういうやり方をとられますと、直ちに国際市場価格から考へますならば、わが国民は斤当りで少くとも十五円から二十円くらい高い砂糖を使わなければならぬ結果に實際はなる。その点を私どもは非常に心配をいたしておるわけであります。そこでそれらの問題が、何とかもつと合理的に解決される別な方法はないものかといふことを、いろいろ検討をいたしておりますが、政府の新しい法案が準備されるのと並行してといひますか、御存じのインドネシアの清算勘定によつて、キューバ糖を一万四千トン、CIFの最高トン当り価格大体百ドルをもつて輸入することになった。これを、政府の方は一体どういふ法律的な、あるいは予算上、会計上の措置によりますか知りませんが、これに六十ドルのプレミアムをつけて、そして輸入した業者は政府に六十ドルを納入せよ、こういう申し入れの伝達書を出している。もうすでに輸入したものがあつたのでございします。もしこれがそのまま輸入されて参りますと、精糖会社に引き渡され、精糖会社が市販をいたします場合には、

ますと、おそらく精糖会社へ入ります価格が百八十五ドルから百九十九ドルくらいについておられると思つております。そうなりますと、これが百ドルの国際価格で入つたといひますと、これは精糖工賃その他を加へても斤当り六十三円四角くらいのもので、斤当り六十三円四角くらいの砂糖が精糖会社に渡されて、百八十五ドルから百九十九ドルになりますと、少くともこれが八、九十円にはせぬかとわれわれは推定しておる。そうなりますと、ここに二、三十四高い砂糖を一般消費者は使わなければならぬということになる。こういうことに實際になる措置を通産当局はやつておるようございしますが、一体これはどういふ法律とどういふ予算上、会計上の規定に基づいてやつておるのでありますか、これをまず通産局長から御説明を願ひたい。

○板垣政府委員 最初御指摘になりました一般的な方針の問題につきましては、確かに御指摘の通り、将来砂糖といふものは、そういう利益金を吸収することなしに、實際輸入した値段で最も安く国民に売り渡すということが、最も理想でございますが、いかにせん、現状におきましては、やはり全体の輸入数量が限られておる。こういうことになりました。そこでこれを野放しにいたしますと、結局国民が利益を受けずして、相当部分がその中間にありまして商社なり、あるいはメーカーの方に付いてしまふといふことで、非常に問題が残るのではないかと、非常に、やむを得ず、過渡的な措置として、適当なる基準をきめまして、その超過利益と認められる部分を、国に当

分の間暫定的に吸収するといふ考え方で進めておるわけでございます。これに基いて近く法律案の御審議をお願いしたいと考えておる次第でございます。

それから、次のインドネシアの問題につきましても、まことに御指摘の通りでございますが、その特殊物資輸入等に関します法律案の御審議が、国会の關係上間に合いませんでしたので、その暫定措置として、行政上やむを得ずとられた措置でございます。しかしながらこれに對しましては、別に政府が行政上強制したのではございませんで、十分業者側の自主的な同意を得まして実施をした次第でございます。

○井上委員 政府が輸入の爲替許可権を握っておいて、その割当をいたしたすのに當つて、あなたの方から、こういう措置をとってくれるならば許すがという話し合いがあったことは事実であります。そしてまた、そういうことをするにつけても、契約書的なものを業者に渡したことも事実です。そういうことが一体法律上妥協とあなたはお考えになるのですか。一体どの法律によつてそういうことがやれるのですか。少くとも国民から相当大きな金額を、何ら法律的な根拠なしに取り上げて、そして取り上げた金は、一体どこのだれが持つというのですか。どの機関が持つて、その金をどこへ処分しようとするのですか。全然そういう法的な根拠も裏づけもなければ、會計上、予算上何ら措置されてないものを、一体一行政官が勝手に民間から金を吸い上げて、そして行政官の手元にその金を持つておるといふことが許されますか。そういうことを国会は命じ

た覚えはありません。そういうことは全然規定したとは思いません。そういうことがありますならば、少くともそれは法的な根拠を求めなければならぬ。でないと、私が今指摘しましたように、たとえばトン当り六十ドルというプレミアムをつけている。一体六十ドルというプレミアムを抑えつけた根拠は、いろいろな國際価格や國內市場価格との關係から、そういう値開きがあると見てなされたことと思いますが、それがもし五十ドルに下げられ、あるいはこれがまた三十ドルに下げられるといふことになりますると、そこで何十ドルかもうかる。現実にはなかなか市場価格は下らない。國內市場価格がそれだけに下つて来ないといふことになつた場合は、それだけもうけられたことになつて来るのです。また反対に、引き上げれば引き上げるだけ、業者はそれら目にあつていふことになつて来る。そういうものを何ら法的な根拠もなく、予算上、會計上規定のないものを、一体どういふ根拠によつてそれをやられるのですか。

○板垣政府委員 これにつきましても、確かにこれを実施いたします際、法律上非常に問題もあらうと考え、私もはまことに思ひ悩んだのでございます。しかし一方、これを放置いたしますれば、ごく特定の数社の貿易業者に、他と非常なつり合ひのとれない超過利潤を認めるといふことになりまして、これは社会上、非常に問題が起るのではないかとこのこと、やむを得ず暫定措置として、行政権の運用として処置をした次第でございます。しかしこれは契約でございます。念書という形でやつたわけでございます。

す。今の御指摘の保管も、國家が預かつておるわけではございませんで、各業者が一応預託をしておきまして、將來国会の御審議を経て、特別會計ができましたらば、そこに納付させるということになつておる次第でございます。

○井上委員 そうしますと、法的根拠も何もない。ただ行政措置として、そういうことが變更されるからやつた。そうなりますと、業者がもし納めなかつた場合はどうなりますか。納めなかつてもいいのですか。

○板垣政府委員 もちろん強制権はございませぬから、納めない場合は仕方がないと存じます。

○井上委員 私は、かようなことが常々通産當局において行われていふやうなうわさを聞きましたから、あなたの方の政策課長ですか、この人にお話をいたしまして、かようなことは法的根拠を持たなければいかぬから、國會も開かれていふことであるし、それから、この問題に限る措置だけでもいいから、法的根拠を持つようによつてやりましたらどうですかといふことを、参考のために申し上げておいたのです。

ところが自來何らこれに對する法的措置が提案されて参りません。また予算を見ましても、予算的措置も全然出ておりません。従つて、これは全く業者と當局との間における不当取引です。そういうことはなほだ困ることでございます。逆にならぬことをするより、逆に百ドルで入るものだったから、百ドルの価格に國內の精糖費を加算いたしまして、一斤六十三円なら六十

三円で売れるような措置を何でお考えくださいませんか。どうして通産省はそんな高い砂糖を売るような措置を講じて、現実に六十三円で売れる砂糖を何ゆへ八十円、九十円で売らなければなりません。あなた方はわれわれ國民に對する奉仕者でありますから、國民の生活に大きな重圧を加えるような政策を考えずに、トン当り百ドルで入つて来ますならば、斤当り六十五、六円で売られる措置を何でお考えになりますか。

○板垣政府委員 ただいまのような問題になりますと、砂糖行政の方の問題になりますので、通商局だけでは考えられませんが、單に貿易の面だけかからいますと、先ほど言いましたように、現在全体の數量の輸入を制限せざるを得ない事情のもとにおきましては、果して輸入価格にプラスしただけの六十何円といふことでは売れないだらう。おそろくその利潤が貿易業者とかメーカーに行つてしまふという点を私どもは心配するのでございます。御指摘の点は、専売制その他の問題にまで立ち入らなければ解決しない問題ではないかと思ひます。

○井上委員 この問題は今申し上げました通り、法的根拠のない問題を、通産當局が、ほつておけば輸入業者あるいは精糖業者が不当に中間でもうけるからといふことでお考えになつたこととすけれども、これはいづれにしてもおかしい、ややこしいことですか。もう少し何とか法的根拠を設けるなり、あるいは来るべき提出案文の中に、溯及してこれも一緒にやれる措置を講ずるようなことを考えますか、何かそこに法的根拠を設けるようにして

ものプレミアムをつけることは何とし

てもおかしいじゃないかと私も思つておりますので、このプレミアムの内容についても、もう少し御検討願ひたいと、これだけ高い。プレミアムをつけると、結局精糖会社が納めます値が非常に上つて来まして、實際私も國際市場価格を大体トン当り最高で百ドルと押さえても、それが多少口銭を入れても百六十ドルで製糖会社へ入れ

ばいい。今申します通り百八十五ドルから九十ドルで入つておはせぬかと私でもにらんでおる。そうすると、それにさらに口銭が加わつて入つておりますから、えらい高いものになつてきております。約倍の価格になりますから、その点に對して、通産當局はもつと行き届いたお世話を願ひたい。

それからいま一つこれに関連して伺つておきたい問題がございしますが、それは最近新規の輸入外貨割當をやります場合、従来業者割當を、この前の割當においても五千トンでちよん切るといふことにするとかいう話がありまして、いろいろ話をしました結果、結局五百トンに下げていただいた、いわゆる中小輸入業者といひますか、そういうものの實力が十分についてきて、それらのものがおのの整理統合されて、十分輸入の業務が円滑にいきますような指導的措置を仰ぐといふ必要から、一べんに五千トンといふ線をきめずに、五百トンくらいのところを線を引きかけた方がいいではないかといふことで、そういう措置を願つたのであります。ところが今度また五千

トンの線を引きまして、それ以下は全部ちよん切つてしまつて、一つも割當がありません。一体そういう措置をおと

りになったんですか。そうしてその措置は暫定措置ですか、それとも今後続けて行くつもりですか。それは中小の輸入業者には重大な打撃でございますので、この点に対しては、もう少し政治的な考慮を加えてやる必要があると考へますが、政治的考慮を加へる余地がありますか、この点について御答弁をお願いいたします。

○板垣政府委員 先ほど御指摘がございました、従来行政権でやったものを、今度の法律案提出の際に適及的に吸収措置をとれということは、まことにごもつともでございますので、この点については検討いたしてみたいと思います。それから吸収率の問題につきましても、検討いたしたいと存じます。それからただいまの外貨割当に際しましての数量の問題でございますが、過当競争防止のため、やむを得ざる暫定措置といたしまして、過去三年の実績が五千トン未満のもの、あるいは過去一年間二千トンのものという事でやりたいと存じております。今御指摘になりました、中小輸入業者の利益も同時にあわせ保護するような行政指導は考へていきたいと思つております。

○機路委員長代理 本日はこの程度にとどめ、次会は明後十四日午前十時より理事會を開き、委員會は午前十時三十分より開會することいたします。本日はこれにて散會いたします。午前十一時五十四分散會